



# 会 議 録

令和3年第4回定例会

[閉会日]

令和3年12月10日(金)

開 議	
議 長	<p>本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(14:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 議案第36号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>木村博文議員</p>
木村博文議員	<p>お尋ねします。</p> <p>すいません、座ったまま失礼します。</p> <p>広域圏の事務組合ですね、これが動くということで、これできたときに、多分、医療関係であるとか、教育関係であるとか、いくらか業務があって、その辺りがなくなって、消防がほとんどということで、消防署のほうに移ったのではないかなとちょっと予想しているんですが、今、業務内容としてはどんな業務内容があるものか、それから何人ぐらいいらっしゃるものか、その辺りをお尋ねいたします。</p>
議 長	企画課長
企画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>今、広域圏の業務内容としましては、休日、夜間急患などの医療関係ですね、そちらとあとは広域圏の組織運営、議会とか、幹事会とか、そういったもの、あと無料法律相談ですとか、公平委員会とか、そういったものになります。</p> <p>職員の方は、今、正職員が3名と会計年度任用職員さんが1名おられると思います。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>広域圏はやはり一部事務組合ということで、甘木・朝倉を一つの生活圈、広域生活圈と捉えて、様々な広域事業を実施してきましたし、検討してきました。</p> <p>古くはし尿問題、し尿処理施設の問題、あるいはもちろん消防の問題、それから観光の問題——観光も広域でやっておりましたけども、なかなか応分の負担に見合った事業がないということで、あそこは解散をいたしました。</p> <p>その後、ごみ処理組合についても前段はあそこで協議をしながら今の施設があるということでございます。</p> <p>様々に時の大きな課題に対して、広域で対応するものについては、そこで議論していくということでございますけれども、なかなか今そういった広域事務が縮小されましたので、今はほぼ消防の関係に特化していると言っているような状況だと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	木村博文議員
木村博文議員	<p>ということでは、消防の中の新たなスペースで今から、これから人員も今までどおりの人員で、事務的作業をやっていくということで問題ないということで、こういった形になったということによろしいですか。</p> <p>はい、分かりました。</p>
議 長	<p>ほかに質問ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	これで質疑を終わります。

	これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	これから、議案第36号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更について」を採決します。 議案第36号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第2	
議 長	日程第2 議案第37号「筑前町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）基金条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の5ページです。 積み立ての中の第2条の2項、前条に規定する設置の目的に係る寄附金があったときは、これを基金に積み立てるものとするがありますが、一般会計の補正で、企業版ふるさと納税基金に10万1,000円補正が上がっています。寄附金があったということですか。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 補正予算の歳入として寄附金に企業版ふるさと応援寄附金を10万円、歳出に基金積み立てとして10万1,000円を予算化しているものでございます。 先ほど言われました第2条に寄附があったときこれを積み立てるということになっておりますが、この企業版ふるさと納税制度につきましては、この頃の庁議でも企画課のほうから説明書を1枚お配りして、説明いたしておりましたけれども、寄附の要件が1回あたり10万円以上が対象となるものであります。 予算というものが収入支出の見積りによって編成しますので、現時点で寄附はあってはおりませんが、本町で企業版ふるさと納税事業が始まることによって、寄附としての最少額である10万円の寄附があると見積りまして、今回、増額補正をしております。 支出に関しての10万1,000円の1,000円については、企業版ふるさと納税が積立額のうち、寄附を充てる割合を10割未満とするということになっております。ですので、一般会計から1,000円を加えて10万1,000円と見積もって、歳出予算を立てております。
議 長	河内議員
河内議員	では、実際に10万円以上の寄附があったときに、この頭出しにしていた10万円はどこに行くんですか。
議 長	財政課長
財政課長	お答えします。 予算上、今回の12月補正で10万円の増額補正をさせていただいておりますが、寄附額が10万円を超えるようであれば、またそれは補正で増額補正というような形を取っていきたいと思っております。
議 長	ほかにごございませんか。 木村和彦議員
木村和彦議員	企業版ふるさと納税のことについて前回の全協で説明がありましたが、再度確

	<p>認のためにお聞きします。</p> <p>企業版ふるさと納税の企業とはあてはまる企業とあてはまらない企業があると思いますが、それについてちょっと説明をお願いします。</p> <p>あともう1つは、創生推進計画とありますが、どのような計画を上げてあるのか、説明をお願いします。</p>
議 長	企画課長
企画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>企業というのは、一般的に言う企業、経済活動されている会社と事業所などを指すと思います。</p> <p>この制度の要件といたしましては、筑前町内に本社など地方税法上の主たる事務所、事業所がある法人が筑前町に寄附をする場合は制度の対象外ということになっております。</p> <p>計画ですけれども、まち・ひと・しごと創生推進計画、いわゆる地域再生計画、こういったものをつくらないと、内閣府の認定がもらえませんがこちらを認定されております。</p> <p>その内容としましては、町の第2期総合戦略に位置づけられた事業を全て網羅したものとしておりますので、町で行っている事業、大概の事業が寄附の対象となっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ほかに質問は。</p> <p>寺原議員</p>
寺原議員	<p>今、事業の計画等について説明があったところなんですけど、活用事業の具体的な内容で少し確認をしたいんですけども、旧陸軍の大刀洗飛行場に関連して、例えば掩体壕については、これまでも整備の提起をしてきたところなんですけど、そのほかにも監的壕、それから、飛行学校の井戸ですね、それから憲兵隊の隊舎、宿舎といますか、塀も含めて非常に整備、それから保管を気をつけなければならない施設があります。この辺りも活用事業の対象に含まれるのかどうかの確認をしたいと思います。</p>
議 長	企画課長
企画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>基金を設置することができますこの制度上ですね、その基金を充てる事業として、筑前町としては戦跡保存事業、そういったものを基金に積み立てる計画としております。</p> <p>まだ具体的に、掩体壕のみなのか、それ以外の戦跡も含むのかというのは、まだ決めてはおりませんが、そういった形で基金を設置しておりますので、活用する場合には、そのときにまた検討していきたいと思っております。</p>
議 長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第37号「筑前町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）基金条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第37号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。</p>

	(賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第3	
議 長	日程第3 議案第38号「筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第38号「筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第38号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第4	
議 長	日程第4 議案第39号「筑前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の14ページです。 令和5年3月31日までを当分の間に変えるわけですが、これまでの運営に支障を来したことはあるのかお尋ねをいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えします。 今回の改正については、みなし支援員の緩和措置による改正になります。 放課後児童支援については、県が行う研修を修了しないと資格が取得できませんが、これは学歴によって事務経験が必要となります。 放課後児童支援員の資格がある、なしに関わらず、全く同一の勤務を行うことから、以前より国の条文を踏まえてみなし支援員として条文を設け、資格取得の研修を受講できる要件を満たす間において、みなし支援員として勤務を行っていただいていたものです。 質問については、現行では、令和5年3月31日の期限を組み込んでありましたが、これは改正ときに第10条第3項第10号に該当しない支援員がいたため、その方のみなし支援員として勤務ができない状況であったものを改善するため、その方が第10号の要件を満たす令和5年3月31日までの期限で緩和措置を行うことを言うものでした。 しかしながら、今回、支援員の新規採用の際に同様の事例が発生することが想定されることから、近隣自治体の条例を参考に検討し、期限を設けないことで、学歴

	<p>に関係なく、採用当初よりみなし支援員として勤務ができるように改正するものです。</p> <p>この改正で今後の勤務については、影響はないものと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ほかにごいませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第39号「筑前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第5	
議 長	<p>日程第5 議案第40号「筑前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第40号「筑前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第6	
議 長	<p>日程第6 議案第41号「筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第41号「筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制</p>

	定について」を採決します。 議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第7	
議長	日程第7 議案第42号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第42号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第8	
議長	日程第8 議案第43号「令和3年度筑前町一般会計補正予算(第9号)について」を議題とします。 これから質疑を行います。 横山議員
横山議員	一般会計補正(9号)の14ページ、歳出2款総務費1項38目新型コロナウイルス地方創生費の17節備品購入費に竹チップ機械165万3,000円、同様に補正予算資料、6ページにも記載がございますけども、先般、12月6日に町長、副町長はじめ、町の職員、複数の議員や区長などでデモを見学したわけですが、処理スピード等々の課題はあるかもしれないですけども、使えるかもしれないなというふうに思っています。 特に本町は南北に行政区や関連団体、また、個人が所有する森林や果樹などの栽培が多く、その剪定枝の処理には苦慮している状況だと思います。 そこで2つの質問をいたします。 まず、貸し出しは行政区や関連団体だけか。例えば個人への貸し出しというものを考えておられるのか。また、この場合も無償なのか。 それから2つ目に、今後、貸し出しの需要が多い場合、町で追加購入をするのか。 また、中型のトラクターに装備する粉砕機もあるようだが、利用価値は多いように思われます。 行政区、各種団体、個人への購入に対して、補助金などの支援をする予定はあるのかお尋ねをいたします。
議長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。

	<p>竹粉碎機の購入ということで、先日デモが行われて、多数の議員の皆様もお越しただいて、実際に見ていただいて、それぞれ使える、使えない、いろんな感想があるかと思いますが、行われました。</p> <p>この粉碎機は、今まで処分に困っていた竹、雑木について、一気に竹をパウダー化、あるいはチップ化しまして、そのまま地面にまけば雑草の抑制にも役立ちますし、竹については、乳酸菌という成分が含まれており、土にも栄養が行き渡るといふことで、処分がしやすくなり、なおかつ活用方法も出てくるということ、結構使えるのではと私たちも印象を持ったところです。</p> <p>今までにないこの竹粉碎機という機械でございます。そういったこともあって、今回の購入については、まずはこのような機械があるよといって、このような竹、雑木の処分方法があるんですよというふうな、そういったところを町内の方々に見ていただきたいというふうな思い、そして実際に使ってもらいたいというふうな、そういった周知の意味合いがございます。</p> <p>そういったところで、これによって実際、私たち行政区も欲しいよとか、個人で使いたいよとか、いろいろ出てくるかと思いますが、まず、その貸し出し対象について団体か個人かということでございますが、これについては、竹林整備を目的とした森林組合、あるいは生産森林組合、あるいは行政区などでクリーン運動などのように、一斉に地域の清掃活動をする際にコミュニティで使ってもらいたいとか、そういう想定の下、団体に貸し出しをしたいと考えております。</p> <p>また、安全上から複数の人間で取り扱っていただきたいということも思っております。この辺については、建設課の草刈り機に準じまして、団体に貸し出しというふうなところで考えております。</p> <p>また、続いて無償貸し出しかということでございます。</p> <p>これについても建設課の草刈り機に準じまして、無料貸し出しといたします。ただ、燃料費ですね、これについては、申請者の負担とさせていただきます。</p> <p>そして、2つ目は、個人、団体の購入時への補助はということでのお尋ねなんです、これについては、実際、今の段階では、町民の皆さんに知ってもらう、使ってもらうという段階でございますが、実際そういったところで使ってもらって、これはえらいいいばいというふうなことになるれば、今までの周知の段階から実際に要望が出てくれば、需要を見定めた上で、購入時の補助については、正副町長それから関係各課、協議の上、検討したいと考えているところです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	木村和彦議員
木村和彦議員	草刈り機もそうなんですけども、この竹チップ機械の貸出しの際の保険適用外の部分ってあるじゃないですか。そういう部分のところをきれいに貸し出した側に説明して、こういう部分については、保険適用外ですので、もし破損とか、紛失とかされた場合は、弁償してもらいますというような、ちゃんとした規約というんですかね、そういうのを作ってもらいたいと思いますが、どう考えてありますか。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えをいたします。</p> <p>規約については、当然貸し出しする際に必要でございますので、作成しまして、また、貸し出しの際には、説明して遵守していただくようお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	河内議員
河内議員	同じページの同じ節です。上から4番目です。

	緊急通報装置用無線ペンダント、これの個数と対象者はどうなっているのかお尋ねします。
議 長	福祉課長
福祉課長	<p>お答えいたします。</p> <p>緊急通報のシステムの対象者についてです。これは独り暮らしで、状態が重い高齢者、あるいは障がい者等で持病発作等があって、健康上、特に必要な方を対象としております。</p> <p>現在、町では81台、貸し出しできる緊急通報装置がございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	緊急通報装置は分かっているんですけど、ペンダントってかけるものかなと思ったんですが、違うんですか。
議 長	福祉課長
福祉課長	<p>お答えいたします。</p> <p>今回補正をお願いしております携帯用ペンダントの件でございますが、先ほど申し上げました緊急通報の本体、その附属品でございますが、同じ機能、通報機能を持っておくペンダントで、携帯しておくペンダントでございますが、体調不調時にそこにあります緊急ボタンを押すことによって通報ができるものです。</p> <p>ですから、屋内ですと、お風呂とかトイレとか、どこでも緊急通報ボタンを押せば安全センターのほうにつながって確認をされるという流れとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	木村和彦議員
木村和彦議員	<p>一般会計補正予算資料の10ページで質問させていただきます。</p> <p>学校管理費の中牟田小学校の件です。</p> <p>この中牟田小学校の教室間仕切り及びホワイトボードの設置工事の金額については、何も異論はありませんが、前回の全協のときの資料を見て、中牟田小学校は、令和6年には435人、今から約40何人、児童数が増えるわけなんですよ。増えていく予想で資料は出してあります。</p> <p>中牟田小学校の先生にもお伺いしたところ、400人以上超えていくと特別支援教室なんかの設置などで教室が足りなくなってくる可能性がかなり出てくるというふうに言われていましたので、どのように今後対応されるか質問します。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>来年度、特別支援学級が1クラス増加の予定になっております。</p> <p>現在通常クラスが1クラス空室がございます。今回のパソコンルームの間仕切り工事によって、3クラスの余力があるということになってこようかと思っております。</p> <p>令和7年度までに児童数の増とか、35人学級の影響によりまして、通常学級が3クラス増ということになる予定でございますけれども、この7年度までの間に特別支援学級が1クラス減というふうになる予定でございます。</p> <p>でありますので、現段階ではクラス数としては、充足しているというふうに考えておりますけれども、この特別支援学級のより以上の増加ということになりますれば、議員ご指摘のとおり教室数が減ってこようかと思っておりますので、状況に応じて対応してまいりたいというふうに思います。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	今、中牟田小学校の件でお尋ねがありましたけども、東小田小学校区でも目に見

	<p>えて新築家屋が増えております。当然若い世代が家を建てありますので、子どもたちも増えていくだろうと。</p> <p>35人学級措置も年々措置されていきますし、特別支援学級も増えていくと、増えていっているということを考えると、東小田小学校についても、教室増が見込まれるんじゃないかというふうに今思うんですけども、その辺りの見通しがありましたら教えてください。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>先ほども申しましたとおり東小田小学校の場合は、令和7年度自体で通常学級が1クラス増ということでございます。</p> <p>今パソコンルームがまだ手をつけておりませんので、そちらで基本的には対応してまいりたいと思えますけれども、特別支援学級については、やはり今、急増している状況でございます。その辺りも含めて、状況を見極めながら対応してまいりたいというふうに思います。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	石橋議員
石橋議員	<p>予算資料の7ページに高齢者の虐待防止の支援委託料が増額ということでありまますけれども、これはやっぱり支援を受ける方が増えているということで、受け止めてよろしいのかお尋ねいたします。</p>
議 長	福祉課長
福祉課長	<p>お答えいたします。</p> <p>この補正予算をお願いしておりますのは虐待案件に対する生命身体を守るためにやむを得ず施設等へ短期入所、ショートステイ等により老人の保護を行うものでございます。</p> <p>今質問がありましたけれども、件数的に、人員的には、そう例年変わっておりませんけれども、やはり支援する日数、ショートステイする日数ですね、これが事案的に家庭に戻せない、あるいは介護保険サービスに移行できない、そういう案件が増えておりまして、日数的に、ショートステイ、保護措置する日数的に、それが増加したもので、補正予算を見込んで計上させていただいております。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議 長	石橋議員
石橋議員	<p>ショートステイで日数が増えているということなんですけれども、ステイが終わって、また家庭のほうに戻られた方というのは、いらっしゃるんでしょうか。</p> <p>お尋ねいたします。</p>
議 長	福祉課長
福祉課長	<p>お答えいたします。</p> <p>もちろんその虐待の原因となる、虐待をしておった者がお亡くなりになったとか、そういうことで戻るケースはございます。</p> <p>あともう1つは介護保険サービスに移行して特別養護老人ホームに入所したとか、そういうことで終結する場合もございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	木村博文議員
木村博文議員	<p>前後してすみません。さっきの教室の問題。これ町長、今私が情報を持っているだけでも、私の住んでいる朝日、今10軒ぐらい新築が建っています。来年の話で、もうこれは境界の立会もしてきたんですが、12軒か13軒、また戸建てが建つ計画、これは間違いなく建ちます。どんどんどんどん、住宅減税で、多分もっと</p>

	<p>増えるんじゃないかなと思います。これはもう普通教室自体が足りない。で、保育所もああいった形で造ってもらっていますので、保育所なんかができるとやっぱり環境がよくなりますから、あの辺りにまた呼び込むようになりますので、どう考えてもちょっと普通教室自体も足りないようになるんじゃないかなと思うんですけど。そんな普通教室はすぐ、足りない、ほんと建てるといわけにはいきませんので、これはちょっと今から考えとかないかなんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、間違いなく人口減少社会がやってくるということであります。それがいつやってくるのかはなかなか地域差がありますけれども、本町においても人口減少自治体になることは間違いなからうと思われま。その間をいかにしのぐかということでもありますけれども。</p> <p>ただ人口増のメリットは、一つはやはり交付税措置等々がなされていく。いろんな需要が高まりますので、その分はいくらか地方交付税等で算入されていく。と同時に学校施設が不足した場合は、やはりそれを優先事業として、今までの事業を見直さなければならないということになろうかと思ひます。</p> <p>どうしても教育関係の事業は補助率が非常に低いものですから、その分だけ一般財源等が必要になってくるということになります。</p> <p>そういったふうに財政的な負担は伴いますけれども、トータル的な地域の経済・経営活動としては、より活性化していくということになろうかと思ひます。</p> <p>人口増加しております今、福津市とか、ああいったところはやはりこういった学校教室の学校建設に追われている状況もまだございます。しかし、そう長くはないだろうということも見込まれております。</p> <p>したがって、必要であれば、やはり子育てのために最優先でそちらのほうに予算を充当しなければならないと、そのような計画の変更が必要になってくると思ひます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	木村博文議員
木村博文議員	<p>やはり分かれてあると思うんですけど、教室なんかはそんな足りないからすぐぽつと造るわけにはいかないんですね。やっぱり学校教育課のほうでも、やはり、その辺りまでのリサーチができていくかという多分、地域の状況、その深いところまでは、深掘りをされてないと思うんです。だから、しっかりと横の連携を取って、どれぐらい増えていくという予想をしっかりとしてもらって、進めていただきたいと思ひます。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>将来展望の一つの指標といたしましてマスタープランがございます。</p> <p>そのマスタープランで10年後はどれぐらいの人口か推計するわけでございます。なかなか当たらないということも多いんですけども、一応3万人を想定したマスタープランでございました。その折にはまた、マスタープラン等々の人口推計を見直して、様々な施策を再構築するということになろうかと思ひます。</p> <p>やはりマスタープランも5年ごとには見直しますし、一番大切なのは人口推計でございますので、そのところを状況も見極めながら、この勢いがどこまで続くのか、なかなか難しいですけども、見極めながらやっていく必要があるかと思ひます。</p>

議 長	河内議員
河内議員	一般会計補正予算資料の1ページです。 事項別明細書の19寄附金4,981万7,000円補正がありますが、これの内訳をお願いします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えします。 補正予算第9号の11ページをお願いします。 真ん中より下あたりですけれども、歳入の19款寄附金補正額が4,981万7,000円となっております。こちらの内訳ですけれども、説明欄にありますとおり、ふるさと応援寄附金として4,971万7,000円、企業版ふるさと応援寄附金として10万円となっております。 以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	先ほどの条例のところで寄附金はないけれども、10万円を企業版のふるさと応援基金に入れたっておっしゃっていましたよね。10万円上げていいんですか。
議 長	財政課長
財政課長	お答えします。 先ほどの回答と重複するところもあるかと思いますが、予算というものが、収入と支出の見積りによって編成されることとなります。歳入予算は収入の見積りであり、歳出予算は支出の見積りということとなります。企業版ふるさと応援寄附金につきましても、現時点では、寄附はあっておりませんが、制度としては、企業版ふるさと納税事業が始まりますので、そのことによって、寄附として先ほど申しました、最少額である10万円の寄附があるということを見越して、見積りまして、補正を組んでおるところです。
議 長	ほかに質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第43号「令和3年度筑前町一般会計補正予算(第9号)について」を採決します。 議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第9	
議 長	日程第9 議案第44号「令和3年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。

	(討論なし)
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第44号「令和3年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を採決します。</p> <p>議案第44号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第10	<p>日程第10 議案第45号「令和3年度筑前町下水道事業会計補正予算(第2号)について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第45号「令和3年度筑前町下水道事業会計補正予算(第2号)について」を採決します。</p> <p>議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第11	<p>日程第11 議案第46号「令和3年度筑前町水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第46号「令和3年度筑前町水道事業会計補正予算(第1号)について」を採決します。</p> <p>議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第12	
議長	<p>日程第12 発議第5号「筑前町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。</p> <p>議案の提案理由の説明を提出者に求めます。</p> <p>横山善美議員</p>
横山議員	<p>それでは、ただいまから発議第5号の提案理由の説明をいたします。</p>

	<p>議会提出議案書の1ページをお開きください。</p> <p>発議第5号「筑前町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」。</p> <p>上記の議案を別紙のとおり、筑前町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。</p> <p>提出者、横山善美。</p> <p>賛成者は、木村和彦議員、寺原裕明議員であります。</p> <p>提案の理由。筑前町議会の男女の議員が、活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員活動にあたっての緒要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定する必要がある。また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、押印の義務付けを見直し、署名または記名押印に改めるため、規則の一部を改正する必要がある。</p> <p>これが、この規則案を提出する理由であります。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>筑前町議会会議規則の一部を改正する規則。</p> <p>筑前町議会会議規則(平成17年筑前町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。</p> <p>表の右が現行で、左側が改正案です。</p> <p>改正案側の説明をいたします。</p> <p>第2条第1項、欠席の事由を公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由とし、具体的に欠席事由を示します。</p> <p>第2項、産前・産後の欠席期間を産前8週間、産後10週間とし、その期間を明確にします。</p> <p>第87条第1項、現行では、請願者への押印を一律に義務付けていました。これを署名の場合は不要と改正するものであります。</p> <p>附則、この規則は、公布の日から施行します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
休憩	
議長	<p>暫時休憩を行います。</p> <p style="text-align: right;">(14:52)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(14:53)</p>
議長	横山善美議員
横山議員	<p>失礼をいたしました。</p> <p>会議規則の一部に私の発言で間違いがございますので、これ訂正をいたします。</p> <p>先ほど第2条第1項の欠席の事由を公務、傷病、出産、育児、看護、介護と申しましたけれども、正しくは、傷病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由でございます。</p> <p>出産の項目につきましては、第2項のほうで規定をいたしましたので、この第1項にはあてはまらないことをお知らせをいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
横山議員	<p>再度、ご説明を申し上げます。</p> <p>先ほど私が欠席の事由のところ、公務という文言を外してしまいました。欠席の事由を公務、傷病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由とし、具体的に欠席事由を示すというふうに改めて訂正をいたします。</p>

	申し訳ございませんでした。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第5号「筑前町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を採決します。 議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は原案のとおり可決されました。
日程第13	
議 長	日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。 議会提出議案書の3ページをお開きください。 議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によって本議会の会期日程等の議会の運営に関する事業について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。
日程第14	
議 長	日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。 議会提出議案書の4ページ及び5ページをお開きください。 各常任委員長から、所管の事務のうち、会議規則第73条の規定によって、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。
議 長	これで本日の会議は全部終了いたしました。 田頭町長
町 長	閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。 令和3年筑前町議会定例会、全ての議案、承認可決いただきました。ありがとうございます。 質疑質問等のご意見を踏まえながら、年度内執行に努力してまいります。

	<p>また、国が示しておりますコロナワクチンの3回目接種につきましては、担当部署で、1月からの接種に向けて精力的に準備を進めているところでございます。</p> <p>さらには18歳以下の5万円給付につきましても、年末27日給付を目途に事務を進めてまいります。</p> <p>さらには、年が明けての5万円の取り扱いについては、国の方針も定かではなく、年度末で事務が集中する時期でもあり、困惑しているところでもございます。</p> <p>私もこの自治体の混乱状況について、県の町村会等を通じ、強く国等に意見を伝えたいと考えています。</p> <p>また、明日から2日間の予定で、ワクチン接種が遅れた年代や未接種等の18歳以下の住民を対象に、米等を学校PTAさんの協力を得て、カントリーエレベーターで配布いたします。子育て世代への応援事業として町独自の取り組みでございます。</p> <p>さらには、明日は道の駅みなみの里で国立青少年自然の家や地域住民の皆さんの参加の下、防災施設等の紹介も行います。</p> <p>慌ただしい師走の日々ではありますが、職員も住民の皆様とともにとの思いで頑張っていることを紹介させていただきたいと思っております。</p> <p>そして、さらなる議員各位のご協力をお願いいたしまして、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。</p> <p>お疲れさまでした。 ありがとうございました。</p>
議 長	<p>町長からの挨拶が終わりました。</p> <p>会議を閉じます。</p> <p>令和3年第4回筑前町議会定例会を閉会します。</p> <p>お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(15:01)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長 田 中 政 浩</p> <p style="text-align: center;">2 番 議 員 柳 雅 明</p> <p style="text-align: center;">3 番 議 員 持 山 英 幸</p>